



---

## 押印の見直しを進め、市民等の利便性向上を図ります！

---

高岡市では、行政手続の簡略化やオンライン化の推進による市民等の利便性の向上、内部事務に係る業務の効率化等を図るため、市民・企業等による行政手続及び会計・人事等の内部手続において、押印を原則廃止することとしました。

- 1 押印見直しの対象手続（現在押印を求めている手続） ※10月末現在の様式数  
市民、企業等による申請等の手続・・・1,486件  
会計、人事等の内部手続・・・114件 計1,600件

### 2 押印見直しの方針

- (1) 条例等に根拠がない押印は原則廃止
- (2) 条例等に基づき押印を求めている書面については、求めている押印の種類、手続の内容・目的・趣旨等を踏まえた上で、押印を求めている趣旨に合理的理由があるか、押印を求めている趣旨を他の手段により代替することが可能か（本人確認の方法など）等について検討し、真に必要な場合を除き、条例等の根拠規定及び様式を改正のうえ押印を廃止
- (3) 押印廃止にあわせて、本人確認等が必要な手続については代替方法を整備

### 3 押印廃止の取組内容とスケジュール

- (1) 市が独自に実施している手続で押印を廃止するもの・・・902件  
原則、令和2年12月末までに押印を廃止  
(例) 共催等関係書類（年間申請数約270件）、補助金申請関係書類（年間申請数約8,400件）
  - (2) 国の法令等、県の条例等に基づく手続で押印廃止の方向のもの・・・631件  
国・県と調整のうえ順次押印を廃止
- ※上記の(1)、(2)以外の67件については、現時点で押印廃止不可としているもの。これらについても改めて押印を廃止できないか検討予定

#### 【押印廃止見込率（押印廃止の方向のものを含む）】

1,533件 ÷ 1,600件 ≒ 95.8%